

端末設備貸出サービスに関する契約条項新旧対照表

旧	新
<p>2. ホームゲートウェイ機器の設置及び撤去等</p>	<p>2. ホームゲートウェイ機器の設置等</p> <p>4. ホームゲートウェイ機器の返還等</p> <p>(1) 利用契約が解除された場合、当社が端末設備を撤去し、お客様は工事費を支払うものとします。</p> <p>(2) 正当な理由無く撤去に応じない場合、当社は、お客様に対し、別表2「ホームゲートウェイ機器購入代金相当額」に定める額を請求できるものとします。</p>